

岐阜県公報

号外 (平) 平成二十一年 四月 一日

目次

告示

ソフトピアジャパンセンターの使用料等の徴収事務委託に関する告示

(情報産業課)

ページ

公示

指定管理者の指定

(同)

—

告示

岐阜県告示第二百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、ソフトピアジャパンセンターの行政財産目的外使用料の徴収事務をソフトピアジャパンセンター指定管理者伊藤忠アーバンコミュニティ・グループに委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

公示

指定管理者の指定

ソフトピアジャパンセンターに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)第十七条の規定により公示する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ

構成員

東京都中央区日本橋本町二丁目七番一号

伊藤忠アーバンコミュニケーションズ株式会社

大阪府大阪市中央区淡路町三丁目六番一三号

株式会社コングレ

各務原市蘇原青雲町四丁目一番地

カワボウテキスチャード株式会社

大垣市丸の内一丁目一八番地

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

二
指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社